

平成 27 年 7 月 1 日
 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
 PET ボトル事業部
 (改定日：平成 27 年 7 月 1 日)

オンラインによる事業者登録申請の概要 (PET ボトル)

オンラインによる事業者登録の申込方法は以下をご参照ください。なお、「オンラインによる事業者登録の手続きについて」もあわせてご確認をお願いします。

(1) 事業者登録申請書類の構成

書類名	施設ごと	作成方法	提出方法	備考	
様式1:PETボトル分別基準適合物の再生 処理事業者登録申込書		オンライン 入力後 印刷	オンライン 及び 印刷書類 を郵送	印刷した書類に必ず代表者の署名捺 印をしてください	
様式2:PETボトル分別基準適合物の再生 処理事業者登録申込書	○				
様式3(3-1、3-2、3-3)、 様式4: 平成 28 年度PETボトル再商 品化製品引き取り同意書及び 関連資料	様式3-1			○	
	様式3-2				再生処理事業者及び再商品化製品 利用事業者の代表者の署名捺印が 必要
	様式3-3			○	再商品化製品利用事業者の代表者 の署名捺印が必要
様式4					
その他の様式、書類:PETボトル再生処理事業者登録申請書類の作成要領をご確認の上、必要書類を作成してください					

(2) 書類の提出

チェックリストで書類を確認の上、必要書類を全てそろえて、平成 27 年 7 月 31 日 (金) 当日消印有効) までに配達記録が残る (当協会が受取時に押印又は署名を行う) 方法で郵送してください。(事業者登録申請書類は「信書」に該当することから、料金別納等発送日の残らない郵便やゆうパックを含む一般の宅配便の利用は認められません。「定形外郵便」(書留) や「レターパックプラス」で送付してください。また、配達記録が残る (当協会が受取時に押印又は署名を行う) 必要がありますので、料金別納等発送日の残らない郵便や配達記録が残らない「レターパックライト」は利用できません。なお、書類全体の大きさ又は重量が、定形外郵便の制限 (縦/横/高さの合計が 90cm 以内で且つ 4 kg 以下) を超過している場合は、複数に分割した上で郵送するか、「特定信書便」で送付してください。)

オンラインによる入力や修正は 31 日の 17:00 まで可能ですが、送付書類に 31 日 (金) までの消印がない場合はオンライン入力データが無効となりますのでご注意ください。

(3) 注意事項

オンラインで入力した様式 1～様式 4 のデータと協会へ郵送で提出する様式 1～様式 4 の内容は必ず同一となるようにしてください。印刷後にオンライン修正した場合は、必ず修正後の書類を再度印刷し、期日までに郵送いただく必要があります。